

スタート

4月1日時点で大学生年代（※）の児童がいますか？

※大学生年代：18歳になって最初の4月1日から22歳年度末の4月1日から22歳になって最初の3月31日到達までの期間の児童をいいます。

（令和7年度は、平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれが大学生年代となります。）

いいえ

手続き不要です。

いいえ

いいえ

はい

大学生年代の児童と0歳から高校生年代の児童と合わせて3人以上いますか？

はい

3月で高校・短期大学・専門学校を卒業する児童を4月1日以降も養育（※）しますか？

はい

提出書類

- 監護相当・生活費の負担についての確認書
- 額改定請求書

※必要に応じて生計費の相当部分を負担していることが分かる書類の提出を求めます。

※4月以降の進路が未定の場合は進路決定後に再度書類の提出が必要となります。

※養育とは

児童に対して下記の①及び②の両方を満たしている状態をいいます。

- ① 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること。
- ② 生活費の相当部分の負担をしていること。